

第 3 号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案提出課 総務部 税務課

1 報告理由

会計年度末における地方税法等の一部改正に伴う必要な条例の改正を行うため、専決処分したものを。

2 報告の概要

- (1) 軽自動車税環境性能割の廃止により、所要の規定を整備するもの（第 7 条の 2、第 8 条、第 7 5 条～第 8 4 条、附則第 2 2 条及び附則第 2 3 条関係）。
- (2) 改修特別特定建築物等に対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定の拡充・延長により、所要の規定を整備するもの（附則第 1 5 条の 2 関係）。
- (3) その他、地方税法の改正等により、所要の規定を整備するもの。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

第 4 号報告 地方自治法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の専決処分について

議案提出課 総務部 総務・債権管理課

1 報告理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、専決処分したものを。

2 報告の概要

(1) 監査委員に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

監査委員における職務の執行に関する条ずれについて、所要の改正を行うもの。

(2) 島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

島本町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条ずれについて、所要の改正を行うもの。

(3) 島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（第 3 条関係）

上下水道事業の業務に従事する職員における議会の同意を要する賠償責任の免除に関する条ずれについて、所要の改正を行うもの。

3 施行期日

令和 8 年 9 月 2 4 日

第39号議案 令和8年度島本町一般会計補正予算（第2号）

議案提出課 総務部 財政課

議案の概要

| | | |
|--------|-----|---------------|
| 歳入歳出総額 | 補正前 | 17,403,342 千円 |
| | 補正後 | 17,421,070 千円 |
| 歳入歳出予算 | 補正額 | 17,728 千円 |

〔歳入〕

(単位：千円)

| 款 | 目 | 補正前 | 補正額 | 主な説明 |
|------|-------------------|------------|--------|---------------|
| 府支出金 | 総務費府委託金 | 63,501 | 86 | 経済センサー活動調査委託金 |
| 繰入金 | 公共施設整備積立 基金繰入金 | 320,000 | 4,042 | 公共施設整備積立基金繰入金 |
| 町債 | 総務債 | 679,100 | 13,600 | 庁舎整備事業債 |
| 歳入合計 | | 17,403,342 | 17,728 | |

〔歳出〕

(単位：千円)

| 款 | 目 | 補正前 | 補正額 | 主な説明 |
|------|-------|------------|--------|---------|
| 総務費 | 財産管理費 | 972,345 | 17,642 | 新庁舎建設工事 |
| | 諸統計費 | 1,151 | 86 | 人件費 |
| 歳出合計 | | 17,403,342 | 17,728 | |

【人件費の補正】

86千円（報酬 86千円）